

平成30年4月西郷村農業委員会総会議事録

日時：平成30年4月16日（月）

午後1時30分

会場：西郷村役場第1会議室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（事業計画変更）

- （1）議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
（事案第1号）
- （2）議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
（事案第2号）

（新規）

- （1）議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第6号）
- （2）議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第7号）
- （3）議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第8号）
- （4）議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第9号）
- （5）議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第10号）
- （6）議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について（事案第33号から第40号まで8件）
- （7）議案第25号 農地改良行為（客土等）について
- （8）議案第26号 農地所有適格法人の要件確認について
- （9）議案第27号 農地の現況確認証明について

5 報 告

- （1）報告第7号 農地等の現況照会に対する調査結果について

6 協議事項

7 その他

8 閉会

出席委員

- | | | | |
|----|-----------------|----|--------------------|
| 12 | 金 田 裕 二 委員 (会長) | 11 | 鈴 木 武 男 委員 (職務代理者) |
| 1 | 深 谷 利 男 委員 | 2 | 真 船 正 康 委員 |
| 4 | 上 田 秀 人 委員 | 5 | 花 安 紀 夫 委員 |
| 6 | 鈴 木 宗 広 委員 | 8 | 鈴 木 武 利 委員 |
| 10 | 鈴 木 庄 一 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----|------------|----|------------|
| 1 | 近 藤 富美雄 委員 | 3 | 早 山 敏 男 委員 |
| 4 | 嶋 名 恵 子 委員 | 5 | 藤 井 くに子 委員 |
| 7 | 高 橋 正 人 委員 | 9 | 小 野 正 委員 |
| 10 | 松 本 孝 信 委員 | 11 | 岩 鍋 國 雄 委員 |
| 12 | 真 船 浩 次 委員 | | |

欠席委員

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 3 | 圓 谷 光 良 委員 | 7 | 河 西 美 次 委員 |
| 9 | 加須我 茂 委員 | | |

欠席推進委員

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 2 | 鈴 木 正 男 委員 | 6 | 相 川 達 也 委員 |
| 8 | 遠 藤 知 志 委員 | | |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和 知 正 道 事務局次長 大 倉 昇

午後 1時30分開会

会長挨拶

○事務局長（和知） それでは、定刻になりましたので、農業委員会総会をとり行います。

初めに、会長より挨拶申し上げます。

○会長（金田） 改めて、こんにちは。

ことは、もう桜も10日以上早く咲いて、既に熊倉小学校のところはもう散っちゃいました。ちょうど川谷あたりがどうですか、もう満開過ぎましたか。今月22日に西郷村のさくら祭り、太陽の国なんですが、それまでどうなのか、あと1週間ありますけれどもね。そんな感じで、もう全て草花も早く咲いてきております。ただ、農作業が、じゃ、早くできるかという、そうも。種まきも大体の方がもう終わったのかなと思っておりますけれども、私のほうはあと二、三日後に一応やる予定でおります。本当は余り早く植えないでもらいたいです。

（以下、省略）

これから、まだまだ農家のほうは忙しくなっておりますので、一番は毎年あるトラクターの転落事故とか、転覆しちゃったとか、そういった農機具による事故のないようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。きょうはよろしく願いいたします。

1 開会の宣告

○事務局長（和知） 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、議事日程に入ります。よろしく願いします。

○議長（会長） それでは、ただいまより平成30年第4回の西郷村農業委員会総会を行います。

本日は議案が11件、報告事項が1件ほどでございますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

2 定足数の確認

○議長（会長） 本日、農業委員としては出席は12名中9名でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、3番の圓谷委員、7番の河西委員、それから9番の加須我委員が所用のため欠席の通

告がございます。それから、推進委員につきましては、2番の鈴木正男委員、それから6番、相川委員がやはり所用のため欠席という連絡がございます。それから、8番の遠藤さんは出席になっているんですが、まだ到着しておりません。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それから、本日の農業委員会の会議規則によりまして、議事録署名委員ですが、10番の鈴木庄一委員、それから1番の深谷利男委員にお願いいたします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速議事に入らせていただきます。

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、それから、関連がございますので、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

関連がありますので、17号と19号を一括して説明いたします。

事務局、よろしくをお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農業委員会の意見の説明を、続いてをお願いします。

○事務局（大倉） 6ページをお開き願います。

事業計画変更申請のほうとしましては、用途等も一般住宅用敷地ということで変わらないので、総合意見としましては、承認とさせていただきました。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願います。

こちらのほうとしましては、同じく一般住宅用敷地ということで、農地の区分としましては第1種農地の1-c-⑤、集落接続事業となりますので、こちらのほうということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と氏名を言って挙手をお願いいたします。

（以下、省略）

○議長（会長） こういった例もあるんです。土地を買って転用したら、本人が死んじゃった。相続人にいっちゃったと。相続人は遠いところの人なものだから、持っていたってしようがないと。

それでは、ご意見がないようでしたら、採決いたします。

議案第17号及び議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第17号と議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（会長） 次に、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、それから、こちらも議案第20号について関連がありますので、一括して議題といたしたいと思います。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

それでは、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） まず、13ページですが、事業計画変更としましては、同じく一般住宅用敷地ということで、総合意見としましては承認が妥当ではないかと。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。

こちらのほうは農地区分としましては第3種農地、3-a-①ということで公共施設便益地域内農地、公共施設の歯医者さんが2つありまして、当申請地番までに500メートル以内、なおかつ上水道と下水道が隣接する道路に布設されているということから第3種農地となり、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございますので、それでは、採決いたします。

議案第18号及び議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第18号及び議案第20号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） 39ページ、40ページをお開き願います。

こちらのほうの農地区分としましては、第1種農地に該当します。1-c-⑤ということで、集落接続事業として許可判断をしました。

以上でございます。

○議長（会長） 今回のは農地と併用地があるという形になっております。

ただいまより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは、採決に入ります。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 48ページ、49ページをお開き願います。

こちらのほうは第3種農地ということで3-a-①、公共施設便益地域内農地に該当するため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございますので、それでは採決に入ります。

議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 57ページ、58ページをお開き願います。

こちらは一時転用ということで、農地の区分につきましては第1種農地、1-b-①、一時転用事業となります。それで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

（以下、省略）

ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声でございます。

それでは、採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第23号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

議案第24号、事案第33号から40号まで8件について質疑いたします。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございますが、それでは、採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第25号「農地改良行為（客土等）について」、事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、地区の農業委員であります4番上田委員に現地調査をお願いいたしましたので、現地調査の結果の報告をお願いします。

○4番委員（上田） 4番上田です。

議案第25号 農地改良行為（客土等）について、西郷村農業委員会農地改良（客土等）届取扱要綱第5条の規定に基づく現地調査の結果をご報告いたします。

平成30年4月10日火曜日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地を確認してまいりました。

この案件は、現況の地目の畑は土地が低いため、客土を利用し土地の改良を行い、今後も継続して営農を行うものであります。周辺の農地等に影響することもなく、特に問題はないと判断をいたします。現況は現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で、現地調査の結果報告を終わります。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの説明について、ご意見のある方、挙手をお願いします。ございませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（会長） それでは、議案第25号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第25号については原案のとおり承認いたします。

○議長（会長） 続きまして、議案第26号 農地所有適格法人の要件確認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明、お願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。

（以下、省略）

○議長（会長） 先ほども、最初、冒頭に説明があったとおり、名称が今度は農地所有適格法人という名前になっていますけれども、前は本当に農業を営む役員が2人以上だったと。今は農業を営む者が1人入れればいいのかというふうに緩和されちゃった。それでいて、外資関係が入りやすくしたんじゃないかという、いろいろ話があったんですけれども。一応、十分に条件は満たしておりますので。

ほかに何かありますか、ご意見は。

〔「ありません」〕

○議長（会長） 最近、何ですか、畜産関係の方が特に多いですけども、農業法人に切りかえる方が多くなっております。それだけいろいろ、またメリットもあるのでこうしているんだと思っております。こういったのが将来的には望ましいのかなというふうに思います。

（以下、省略）

○議長（会長） ご意見なければ、採決に入ります。

議案第26号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第26号については農地所有適格法人として確認いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第27号 農地の現況確認証明についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

〔発言する者あり〕

○議長（会長） それで、ただいまの説明に関連しまして、11番鈴木武男委員に現地確認をお願いしましたので、確認の報告をお願いします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木です。議案第27号 農地の現況確認証明についての現地調査結果を報告いたします。

平成30年4月10日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は87ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は非農地、原野となっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。なお、この現地は86ページの現況写真のとおりで、ご確認願います。

以上で、現地調査の結果報告を終わります。

（以下、省略）

○議長（会長） それでは、ご意見ないようでしたら、採決に入ります。

議案第27号について、議案を可決決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第27号については原案のとおり承認いたします。

5 報 告

○議長（会長） 続きまして、報告事項に入ります。

「農地等の現況照会に対する調査結果について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、上田委員に現地を確認していただいております。お願いいたします。

○4番委員（上田） 現地調査結果の報告について、4番上田ですが、報告第7号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、現地調査結果をご報告いたします。

平成30年3月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認を行ってまいりました。

現地調査の結果は89ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりであり、現況が非農地、宅地になっていることを確認し、農地性はないと判断をいたしました。なお、この現地は91ページ、現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。

以上で、現地調査結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

報告事項であります。皆さんからご意見ございませんか。

（以下、省略）

○議長（会長） それでは、議案、それから報告事項が終わりました。

6 協議事項

○議長（会長） 協議事項についてですが、皆さんから何かございませんか。

〔「なし」〕

7 その他

○議長（会長） ないようでしたら、じゃ、その他、皆さんからございませんか。

〔「なし」〕

(以下、省略)

8 閉会の宣告

○職務代理者（鈴木） 皆さん、慎重審議ありがとうございました。
以上をもちまして、西郷村農業委員会第4回の定例総会を閉じます。
お疲れさまでした。

午後 2時35分閉会